

福 監 第 6 6 3 3 号
令 和 2 年 5 月 1 8 日

福 崎 町 長 尾 崎 吉 晴 様
福崎町議会議長 北 山 孝 彦 様
福崎町教育長 高 橋 涉 様
公営企業管理者 福 永 聡 様

福崎町監査委員 鳥 岡 照 義

福崎町監査委員 河 嶋 重 一 郎

令和元年度下半期定期監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

この監査の結果に基づき、措置を講じたものについては、同条第 14 項の規定により、報告してください。

令和元年度下半期定期監査報告書

第1. 監査対象期間

令和元年10月1日から令和2年3月31日まで

第2. 監査の実施日

令和2年4月24日、27日

第3. 監査の対象

一般会計・特別会計・基金・一時借入金
水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計
工業団地造成事業会計

第4. 監査実施項目

- ・各会計下半期の予算執行状況について
- ・各会計歳入・歳出伝票の確認について
- ・公金の収納状況について
- ・貯金及び借入金の残高確認について
- ・工事進捗状況について（第三者による工事検査実施状況を含む）
- ・その他（福崎町駅前観光交流センター、辻川観光交流センター）

第5. 監査の着眼点

（1）共通事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか。

（2）重点項目

福崎町駅前観光交流センター及び辻川観光交流センターにおける指定管理者の事務または事業が協定書等に則り適正かつ効率的に執行されているか。また、利用促進のための努力が適正になされているか。

第6. 監査の方法

令和元年度下半期定期監査は、提出された各基金運用状況、各会計収支計算書、下半期収入・支出状況、公金の収納状況、工事進捗状況及びその他の資料のうち、抽出した一部の資料を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して監査を行った。

第7. 監査の結果

福崎町監査基準に基づき監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。一部改善及び検討を要する事項が見受けられたが、軽微なものについては監査の過程で指摘したので本報告では省略している。今後とも適正かつ効率的な事務処理に努められたい。

第8. 意見

(1) 福崎町駅前観光交流センター及び辻川観光交流センターについて

両施設における指定管理者の事務または事業の執行は、協定書等に則りおおむね適正に行われているものと認められた。

しかしながら、特に辻川観光交流センターにおいては、令和元年10月6日の開館以降現在に至るまで入館者数は低調であり、利用促進のための取り組みが十分かつ適正になされているとは言い難い状況である。

現在はコロナウイルス感染症拡大防止対策として集客を抑制しているところであるが、終息後、両施設が地域ににぎわいをもたらすことができる施設となるよう、利用促進のための具体的な取り組みを適正かつ迅速に進められ、地域に喜ばれる施設となることを期待する。